

佐井村太陽光発電等再エネ設備導入補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域の自然エネルギーの有効利用及びその普及を促進し、もって地球温暖化防止に資するため、環境への負荷の少ない太陽光エネルギーを利用した太陽光発電システムを導入した者に対し、その設置に要した費用を補助する佐井村太陽光発電等再エネ設備導入補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、佐井村補助金等の交付に関する規則（昭和56年佐井村規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、補助の対象となる太陽光発電設備、定置用蓄電池、V2H充放電設備（以下、「対象システム」という。）とは、別表に定める要件に適合したものをいう。

2 「一般住宅対象」とは、個人が常時居住する住宅であり、かつ、居住のみを目的として建築された専用住宅又はその所有者及び使用者を対象とすることをいう。

3 「事業者対象」とは、「アパート」や「マンション」（大家・管理会社等の貸主）、「事務所」、「店舗」及び「工場」等、前項以外の建物又はその所有者及び使用者を対象とすることをいう。なお、その建物に一般住宅を併用又は兼用する場合もこの対象とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、別表に掲げる者とする。

2 前項の規定にかかわらず、本補助事業による補助金の交付を既に受けたことがある者については、補助対象者とししないものとする。ただし、事業者対象について、この限りではない。

(補助対象経費)

第4条 補助対象となる経費は、別表に掲げる部品の設置に要する経費とする。

(補助金の算出及び交付限度額)

第5条 村が交付する補助金の額は、対象システムごとに別表に掲げる式で算出した額を合計した額とする。また、交付限度額についても別表にて掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、佐井村太陽光発電等再エネ設備導入補助金交付申請書（様式第1号）に別表に掲げる書類を添えて、別に定める提出期限までに、村長に提出しなければならない。

2 補助金等の申請を事業者に委任しようとする申請者は、村長に対し、委任状（様式第2号）を提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 村長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査により、補助金の交付の可否を決定し、佐井村太陽光発電等再エネ設備導入補助金交付決定通知書（様式第5号）をもって、補助金交付申請者にその内容を通知するものとする。

(事前着手)

第8条 補助金の交付決定前に補助対象事業を実施した場合は、補助金の交付を受けることはできない。ただし、やむを得ない事由により、補助金の交付決定前に補助対象事業（契約・発注行為）を実施しようとする場合において、佐井村太陽光発電等再エネ設備導入補助金事前着手届（様式第

6号)を村長に提出したときは、この限りでない。

(変更等の承認申請)

第9条 本補助事業の内容又は本補助事業に要する経費を変更する場合においては、あらかじめ佐井村太陽光発電等再エネ設備導入補助金変更等承認申請書(様式第7号)を村長に提出し、承認を受けるものとする。ただし、別に定める軽微な変更の場合はこの限りではない。

(変更等の承認)

第10条 村長は、前条の規定による申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、佐井村太陽光発電等再エネ設備導入補助金補助事業変更等承認書(様式第8号)により、申請者にその内容を通知するものとする。

(補助金の交付条件)

第11条 補助金により設置した対象システムは、法定耐用年数を経過するまで、この補助金交付の目的に反して使用し、売却、譲渡、交換、廃棄、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、災害等の自己の責めに帰さない自由で対象システムを処分する場合等、予め村長の承認を得た場合はこの限りではない。

2 前項の規定により村長の承認を受け、対象システムの処分等で収入を得た場合には、その収入の全部又は一部を村に納付させることができる。

3 法定耐用年数を経過するまでの間、本補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について、J-クレジット制度等への登録を行ってはならない。

4 補助金の交付を受けた者は、環境省への実績値の報告等を目的として、法定耐用年数を経過するまでの間、設置した太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備の発電量等の計測機器及び通信機器一式を設置し、その費用は補助対象経費とする。

5 本補助事業により導入する太陽光発電設備で発電する電力量の30%以上を自家消費すること。ただし、業務用については、交付対象者が消費する電力量を含めて50%以上を村内で消費すること。

(実績報告)

第12条 補助金の交付決定を受けた者は、対象システムの設置完了後30日以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに、佐井村太陽光発電等再エネ設備導入補助金補助事業実績報告書(様式第9号)に別表に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び交付)

第13条 村長は、前条の規定により報告書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、補助金の交付額を確定しなければならない。

2 村長は、前項の確定をしたときは、佐井村太陽光発電等再エネ設備導入補助金交付額確定通知書(様式第10号)により、補助金の交付決定を受けたものに通知の上、補助金を交付するものとする。ただし、村長が必要であると認めたときは、概算払をすることができる。

3 補助金の概算払を受けようとするときは、佐井村太陽光発電等再エネ設備導入補助金概算払申請書(様式第11号)を村長に提出しなければならない。

4 村長は、前項の申請に基づき概算払をすることを決定したときは、当該申請者に対し、佐井村太陽光発電等再エネ設備導入補助金概算払通知書(様式第12号)により通知するものとする。

(是正のための措置)

第14条 村長は、実績報告を受けた場合において、その報告の成果が交付決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを補助金の交付決定を受けた者に命じ、報告を求めること又は調査することができる。

(補助金交付の取消し)

第15条 村長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 村長の処分又は指示に従わないとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金を受けたとき。
- (3) 補助金の交付内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第16条 村長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の交付を受けた者に補助金の返還を命ずることができる。

(協力)

第17条 村長は、補助金の交付決定を受けた者及び交付を受けた者に対し、次に掲げる事項について協力を求めることができる。

- (1) 太陽光発電に関するアンケート
- (2) その他村が進めるゼロカーボン推進施策に関する協力を依頼する事項
- (3) 今後、国等から各種データの追加要請がある場合に協力を依頼する事項

(補助事業の遂行)

第18条 補助金の交付を受けた者は、本補助事業により取得した対象システムは、設置後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(補助対象期間終了後の廃棄)

第19条 補助対象期間を経過した後の対象システムの廃棄等については、補助金の交付を受けた者や当該物件の所有者等が、自ら責任を持ち適切に処分を行わなければならない。

2 補助金の交付を受けた者や当該物件の所有者等は、10kW以上の太陽光発電設備等の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」(資源エネルギー庁)を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。

3 補助金の交付を受けた者や当該物件の所有者等は、10kW未満の太陽光発電設備の場合、「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(資源エネルギー庁)第5節で述べられているとおり、必要な経費を見込んだ事業計画を策定するように努めつつ、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年11月30日から施行し、令和5年10月1日に遡及して適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（一般住宅対象）

対象システム	太陽光発電設備	定置用蓄電池	V 2 H 充放電設備
第 2 条 対象システム	(1) 未使用品であること（中古品は対象外とする）。 (2) 性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されていること。 (3) 各種法令等に遵守した設備であること。 (4) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領（令和 7 年 3 月 1 0 日環地域事発第 2 5 0 3 1 0 2 号）の脱炭素先行地域づくり事業の交付要件を満たすこと。		
	(5) 住宅の屋根等への設置に適しかつ太陽電池の最大出力の合計値(kW 表示とし、小数点以下を切り捨て)が 2kW 以上 50kW 未満の小出力発電設備であること。 (6) 一般財団法人電気安全環境研究所 (JET) の「太陽電池モジュール認証」相当の認証を受けていること、又は、同等以上の性能、品質が確認されていること。加えて、一定の品質・性能が、一定期間確保されているシステムであること。	(5) 再生可能エネルギー発電設備を接続すること。 (6) 家庭用蓄電池（20kwh 未満）を設置する場合、リチウムイオン蓄電池または同等以上の性能を持ち蓄電池部安全基準（JISC8715-2 又は IEC62619 と同等規格）及び蓄電システム部（JISC4412 と同等規格）を満たす製品であること。ただし、電気製品認証協議会が定める JISC 4412 適用の猶予期間中は、JISC4412-1 若しくは JISC4412-2 の規格も可とする。 (7) 平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすることとし、停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。 (8) 家庭用蓄電池（20kwh 未満）を設置する場合、メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであること。また、再エネ一体型屋外照	(5) 電気自動車、プラグインハイブリット自動車（以下「電気自動車等」という。）から電力の取り出し及び電気自動車等への充電を行う装置であること。 (6) 再生可能エネルギー発電設備を接続すること。 (7) 経済産業省「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」で補助対象となる銘柄に限る。

		明用蓄電池の場合は、JIS C 0920-1993 における保護等級 IP44 相当以上の規格を満足すること。	
第3条 補助金の交付対象者	佐井村内の住宅等（自己が居住する住宅等に限る。以下この項において同じ。）に対象システムを新設（増設及び入れ替えも含む。）し、又は対象システムの設置された住宅を購入する者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、購入しようとする住宅等が中古住宅の場合は、新規（増設及び入れ替えも含む。）に対象システムを設置する場合に限る。なお、既に設置されているシステムを入れ替える場合においては、システムの廃棄及び解体工事等にかかる費用については対象としない。 (1) 佐井村内に住所を有する者（第12条に規定する実績報告書を提出するときまでに佐井村に住所を有する予定の者を含む。）であること。 (2) 設置者が佐井村税等（前号の括弧書きにあたる者は、現に住所を有する市町村税）を滞納していないこと。 (3) 自己が所有しない住宅等に対象システムを設置する場合にあっては、当該住宅等の所有者の承諾を得ていること。なお、居住者が補助対象者であること。 (4) 太陽光発電設備を新設する場合には、再エネ特措法に基づく固定価格買取制度（FIT）の認定又はFIP制度の認定を取得しないこと。 (5) 第三者所有型である電力購入契約（PPAモデル）又はリース契約での導入としないこと。		
第4条 補助対象経費となる部品等	(1) 太陽電池モジュール (2) 架台 (3) インバータ (4) 保護装置 (5) 接続箱 (6) 直流側開閉器 (7) 交流側開閉器 (8) 配線及び配線器具 (9) 発電量等の計測機器及び通信機器一式 (10) ソーラーカーポート (11) 建材一体型太陽光発電設備 (12) その他付属機器ならびに対象システムの設置に必要な工事にかかる経費	(1) 蓄電池本体 (2) 電力変換装置（パワーコンディショナー等） (3) 配線及び配線器具 (4) その他付属機器ならびに設置工事（配線や電気工事等）に要する経費	(1) V2H 本体 (2) 電力変換装置（パワーコンディショナー等） (3) 配線及び配線器具 (4) その他付属機器ならびに設置工事（配線や電気工事等）に要する経費

第 5 条 補助金の算出及 び交付限度額	対象となる経費の合計 額の 2/3(1,000 円未満の 端数が生じた場合、これを 切り捨てるものとする。)	対象となる経費の合計 額の 3/4(1,000 円未満の 端数が生じた場合、これを 切り捨てるものとする。)	対象となる経費の合計 額の 3/4(1,000 円未満の 端数が生じた場合、これを 切り捨てるものとする。)
	上記 3 種類の各システムの補助金の算出額を合計し、3,000 千円を上限とする。		
第 6 条 補助金交付申請 に必要な書類	(1) 佐井村内に住所を有する者にあつては、村税等納入状況調査承諾書（様式第 3 号様式）、その他の者にあつては、現に住所を有する市町村が発行する納税証明書 (2) 第 4 条に掲げる経費の内訳が明記されている見積書又は工事請負契約書（案）等の写し（建売の場合は見積書又は売買契約書（案）等の写し） (3) 対象設備の設置に係る住宅等が自己の所有でない場合にあつては、当該住宅の所有者の承諾書（様式第 4 号） (4) 誓約書（別添様式） (5) その他村長が必要と認める書類		
	(6) 太陽電池の最大出力 値の合計が確認できる ものの写し (7) 太陽電池モジュール の面積、設置角度、設置 方向、設置箇所及び架台 の高さがわかる図面	(6) 定置用蓄電池の仕様 及び諸元や設置箇所等 がわかるカタログや図 面	(6) V2H 充電設備の仕様及 び諸元や設置箇所等が わかるカタログや図面
第 12 条 実績報告に必要 な書類	(1) 対象システムの設置状況を撮影した写真 (2) 対象システム設置費に係る領収書の写し（第 4 条各号の経費内訳が記載されているもの） (3) 最終の工事請負契約書の写し (4) その他村長が必要と認める書類		

別表（事業者対象）

対象システム	太陽光発電設備	定置用蓄電池	V 2 H充電設備
第 2 条 対象システム	(1) 未使用品であること（中古品は対象外とする）。 (2) 性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されていること。 (3) 各種法令等に遵守した設備であること。 (4) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領（令和 7 年 3 月 1 0 日環地域事発第 2 5 0 3 1 0 2 号）の脱炭素先行地域づくり事業の交付要件を満たすこと。		
	(5) 一般財団法人電気安全環境研究所 (JET) の「太陽電池モジュール認証」相当の認証を受けていること、又は、同等以上の性能、品質が確認されていること。加えて、一定の品質・性能が、一定期間確保されているシステムであること。	(5) 再生可能エネルギー発電設備を接続すること。 (6) 家庭用蓄電池（20kwh 未満）を設置する場合、リチウムイオン蓄電池または同等以上の性能を持ち蓄電池部安全基準 (JISC8715-2 と同等規格) 及び蓄電システム部 (JISC8715-2 又は IEC62619 と同等規格) を満たす製品であること。ただし、電気製品認証協議会が定める JISC 4412 適用の猶予期間中は、JISC4412-1 若しくは JISC4412-2 の規格も可とする。 (7) 平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすることとし、停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。 (8) 再エネ一体型屋外照明用蓄電池の場合は、JISC0920-1993 における保護等級 IP44 相当以上の規格を満足する製品であること。 (9) 下北地域広域行政事	(5) 電気自動車、プラグインハイブリット自動車（以下「電気自動車等」という。）から電力の取り出し及び電気自動車等への充電を行う装置であること。 (6) 再生可能エネルギー発電設備を接続すること。 (7) 経済産業省「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」で補助対象となる銘柄に限る。

		務組合火災予防条例に基づき、必要に応じて設置届出書を消防署へ提出すること。	
第3条 補助金の交付対象者	佐井村内の事業所等に対象システムを新設（増設及び入れ替えも含む。）し、又は対象システムの設置された事業所等を購入する者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、購入しようとする事業所等が中古の場合は、新規に対象システムを設置する（増設及び入れ替えも含む。）場合に限る。なお、既に設置されているシステムを入れ替える場合においては、システムの廃棄及び解体工事等にかかる費用については対象としない。 (1) 設置者が佐井村税等を滞納していないこと、また、佐井村以外の者は、現に住所を有する市町村税を滞納していないこと。 (2) 自己が所有しない事業所等に対象システムを設置する場合にあっては、当該事業所等の所有者の承諾を得ていること。なお、事業実施者が補助対象者であること。 (3) 太陽光発電設備を新設する場合には、再エネ特措法に基づく固定価格買取制度（FIT）の認定又はFIP制度の認定を取得しないこと。 (4) 第三者所有型である電力購入契約（PPAモデル）又はリース契約での導入としないこと。		
第4条 補助対象経費となる部品等	(1) 太陽電池モジュール (2) 架台 (3) インバータ (4) 保護装置 (5) 接続箱 (6) 直流側開閉器 (7) 交流側開閉器 (8) 配線及び配線器具 (9) 発電量等の計測機器及び通信機器一式 (10) ソーラーカーポート (11) 建材一体型太陽光発電設備 (12) その他付属機器ならびに対象システムの設置に必要な工事にかかる経費	(1) 蓄電池本体 (2) 電力変換装置（パワーコンディショナー等） (3) 配線及び配線器具 (4) その他付属機器ならびに設置工事（配線や電気工事等）に要する経費	(1) V2H 本体 (2) 電力変換装置（パワーコンディショナー等） (3) 配線及び配線器具 (4) その他付属機器ならびに設置工事（配線や電気工事等）に要する経費
第5条 補助金の算出及び交付限度額	対象となる経費の合計額の 2/3(1,000 円未満の端数が生じた場合、これを	対象となる経費の合計額の 3/4(1,000 円未満の端数が生じた場合、これを	対象となる経費の合計額の 3/4(1,000 円未満の端数が生じた場合、これを

	切り捨てるものとする。)	切り捨てるものとする。)	切り捨てるものとする。)
	上記 3 種類の各システムの補助金の算出額を合計し、30,000 千円を上限とする。		
第 6 条 補助金交付申請 に必要な書類	(1) 佐井村内に住所を有する者にあつては、村税等納入状況調査承諾書（様式第 3 号様式）、その他の者にあつては、現に住所を有する市町村が発行する納税証明書 (2) 第 4 条に掲げる経費の内訳が明記されている工事請負契約書等の写し（建売の場合は売買契約書等の写し） (3) 対象設備の設置に係る事業所等が自己の所有でない場合にあつては、当該事業所の所有者の承諾書（様式第 4 号） (4) 誓約書（別添様式） (5) 法人の場合は登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書の写し） (6) 法人の場合は役員名簿 (7) 申請者の住所と異なる支店等を使用の本拠地とする場合は、申請者と支店等の関係性及び支店等の住所がわかる資料 (8) その他村長が必要と認める書類		
	(9) 太陽電池の最大出力 値の合計が確認できる ものの写し (10) 太陽電池モジュール の面積、設置角度、設置 方向、設置箇所及び架台 の高さがわかる図面	(9) 定置用蓄電池の仕様 及び諸元や設置箇所等 がわかるカタログや図 面	(9) V2H 充電設備の仕様及 び諸元や設置箇所等が わかるカタログや図面
第 12 条 実績報告に必要な書類	(1) 対象システムの設置状況を撮影した写真 (2) 対象システム設置費に係る領収書の写し（第 4 条各号の経費内訳が記載されているもの） (3) 最終の工事請負契約書の写し (4) その他村長が必要と認める書類		

様式第 1 号（第 6 条関係）

佐井村太陽光発電等再エネ設備導入補助金交付申請書

年 月 日

佐井村長 様

申請者

住 所	〒
フリガナ	
氏 名	(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)
電 話	
E-mail	

佐井村太陽光発電等再エネ設備導入補助金交付要綱第 6 条に基づき、下記のとおり、補助金の交付を申請します。

記

1	設置予定場所	佐井村大字		
2	土地の所有形態	1 自己所有	2 借 地	3 その他
3	住宅等の所有形態	1 自己所有	2 借 家	3 その他
4	住宅等の建築区分	1 新築	2 既存	3 その他
5	申請の区分	1 一般住宅用	2 事業者用	
6	申請者の事業者等の区分	1 個人事業主	2 法人	3 どちらでもない
7	消費税の課税方式※ 1	1 本則課税	2 簡易課税	3 免税
8	太陽光発電の最大出力・設置方法 (小数点以下を切捨て、設置番号に○)	k W 1. 建材一体型 2. 架台設置型		
	補助金算定額（千円未満切捨て）	補助対象経費（税込） _____ 円の 2/3 金 _____,000 円 A		
9	蓄電池の容量・設置方法 (小数点以下第 2 位を切捨て、設置番号に○)	k W		
	補助金算定額（千円未満切捨て）	補助対象経費（税込） _____ 円の 3/4 金 _____,000 円 B		
10	V 2 H の最大出力 (小数点以下第 3 位を切捨て)	k Wh		
	補助金算定額（千円未満切捨て）	補助対象経費（税込） _____ 円の 3/4 金 _____,000 円 C		
11	工事着手日	年 月 日		

12	工事完了日	年 月 日
13	補助金交付申請額(A+B+C) (千円未満切捨て)	金 , 0 0 0 円 ※2

※1 項目6において、3 どちらでもないを選択した場合は記入不要

※2 補助金交付総額：8・9・10の補助金算定額合計（A+B+C）、補助金上限一般住宅
3, 0 0 0 千円／事業所30, 0 0 0 千円

[添付書類]

☐ 佐井村内に住所を有する者にあつては、村税等納入状況調査承諾書（様式第3号）、その他の者
にあつては、現に住所を有する市町村が発行する納税証明書

☐ 対象システム設置に関する費用の内訳が記載された契約書等の写し
(別表第4条各号の経費内訳が記載されているもの)

☐ 太陽光発電については、最大出力値の合計が確認できるものの写し及び太陽光モジュールの面
積、設置確度、設置方向、設置箇所及び架台の高さがわかる図面、蓄電池（安全JIS規格・同
等規格相当）、V2Hについては、仕様及び諸元や設置箇所等がわかるカタログや図面

☐ 住宅等の所有者の承諾書（様式第4号）（当該住宅等が申請者の所有ではない場合のみ）

☐ 誓約書（別添様式）

☐ 法人の場合は登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書の写し）

☐ 法人の場合は役員名簿

☐ 申請者の住所と異なる支店等を使用の本拠地とする場合は、申請者と支店等の関係性及び支店
等の住所がわかる資料

☐ その他村長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

佐井村太陽光発電等再エネ設備導入補助金代理申請に係る委任状

年 月 日

佐井村長 様

申請者

住 所	〒
フリガナ	
氏 名	(法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)
電 話	

下記の補助事業における補助金等の交付の申請を、佐井村太陽光発電等再エネ設備導入補助金交付要綱第6条の規定により、委任します。

記

補 助 事 業 名	佐井村太陽光発電等再エネ設備導入補助金
補 助 事 業 実 施 場 所 (申請者の住所と同様の場合は、「上に同じ」と記載)	

上記権限の委任を受けることを承諾します。

受任者(事業者)

所 在 地	
名 称	
役職・代表者氏名	

誓 約 書

佐井村太陽光発電等再エネ設備導入補助金交付を受けるにあたり、下記の事項について誓約します。

- 1 対象設備は、未使用品であること。（中古品は対象外とする。）
- 2 対象設備は、性能の保証、設置サポート等がメーカー等によって確保されていること。
- 3 対象設備は、各種法令に順守した設備であること。
- 4 設置した対象設備を佐井村外に移さないこと。
- 5 設置者が佐井村税を滞納しないこと。また、佐井村以外の者は、現に住所を有する市町村税を滞納しないこと。
- 6 自己が所有しない住宅・事務所等に対象設備を設置し、当該住宅・事務所等の所有者及び補助対象者が変更される際は村長に報告すること。
- 7 太陽光発電設備を新設する場合には、再エネ特措法に基づく固定価格買取制度（FIT）の認定又は FIP 制度の認定を取得しないこと。
- 8 電気事業法第 2 条第 1 項第 5 号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないこと。
- 9 第三者所有型である電力購入契約（PPA）又はリース契約しないこと。
- 10 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。
- 11 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。
- 12 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。
- 13 防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。
- 14 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）を参照のこと。
- 15 20kW 以上の太陽光発電設備を設置する場合は、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本交付金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。
- 16 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応する為、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。
- 17 対象設備の設置完了（廃止の承認を受けたときを含む。）後は、30 日以内又は当該年度 2 月末日のいずれか早い日までに必要書類を村長に提出すること。
- 18 対象設備は、法定耐用年数を経過するまで、この補助金交付の目的に反した使用、売却、譲渡、交換、廃棄、貸し付け又は担保に供しないこと。ただし、災害等の自己の責めに帰さない事由で対象システムを処分する場合等、予め村長の承認を得た場合はこの限りではない。
- 19 対象設備の法定耐用年数を経過するまでの間、本補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度等への登録をしないこと。
- 20 本補助事業により導入する太陽光発電設備で発電する電力量の 30%以上を自家消費すること。ただし、業務用

については、交付対象者が消費する電力量を含めて50%以上を村内で消費すること。このため、環境省への実績値の報告等を目的として、法定耐用年数を経過するまでの間、発電量等の把握に関し、村にデータ等の提供をすること。

- 21 対象設備は善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。（※設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。）
- 22 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。
- 23 関係法令及び条例の規定に従い、対象設備を処分すること。
- 24 10kW以上の太陽光発電設備の解体・撤去等にかかる費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。
- 25 10kW以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に加入するよう努めること。
- 26 10kW未満の太陽光発電設備の場合は、「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電事業者）」（資源エネルギー庁）第5節で述べられている通り、必要な経費を見込んだ事業計画を策定するように努めつつ、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。
- 27 税込金額にて補助金を申請する場合、事業者等の区分や課税方式に応じ、消費税のうち補助事業に掛かった経費の控除対象仕入税額部分は返還が必要になる。消費税の確定申告後、概ね1カ月以内にこれに応じること。

※定置用蓄電池及びV2Hのみ導入する場合は15、20、24、25、26を除く

年 月 日 署名

様式第3号（第6条関係）

村税等納入状況調査承諾書

年 月 日

佐井村長 様

申請者

住 所	〒 佐井村大字
氏 名	(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

佐井村太陽光発電等再エネ設備導入補助金の申込みにあたり、私（事業所等）の村税（県村民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税）等の納入状況について調査することを承諾します。

記

使用目的：佐井村太陽光発電等再エネ設備導入補助金交付申請のため

年 月 日

関係課 各位

上記の者について、納付状況についての確認をお願いします。

(担当課名)

村税等納付状況確認表

項 目	納付状況	所管課	確認者(署名)
税	滞納なし ・ 滞納あり	課	
上下水道使用料	滞納なし ・ 滞納あり	課	
住宅使用料	滞納なし ・ 滞納あり	課	
その他 ()	滞納なし ・ 滞納あり	課	

様式第4号（第6条関係）

佐井村太陽光発電等再エネ設備導入補助金交付対象設備設置承諾書

年 月 日

（申請者）

_____様

次の土地、建物に佐井村太陽光発電等再エネ設備導入補助金交付対象設備を設置することを承諾します。

（設備を設置する住宅等の住所）

〒

（土地所有者）

住 所	〒
氏 名	
電 話	

（建物所有者）

住 所	〒
氏 名	
電 話	

第 号
年 月 日

様

佐井村長

佐井村太陽光発電等再エネ設備導入補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました 年佐井村太陽光発電等再エネ設備導入補助金については、内容を審査した結果、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

交付する補助金の額	金 , 0 0 0 円
-----------	-------------

（留意事項）

- 1 村長の承認を受けた場合を除き、補助金により設置した対象設備等は、法定耐用年数を経過することになるまで、この補助金の交付目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、取り壊し（廃棄を含む）、貸し付け、又は担保に供してならない。
- 2 補助対象者が補助金交付条件に違反したときは、補助金交付決定の取り消し、及び返還を命ずる。
- 3 この内容に対し不服のある補助対象者は、補助金交付決定の通知を受けた日から30日以内に書面をもって不服を申し出ることができる。

様式第 6 号（第 8 条関係）

佐井村太陽光発電等再エネ設備導入補助金事前着手届

年 月 日

佐井村長 様

申請者

住 所	〒
フリガナ	
氏 名	(法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)
電 話	

佐井村太陽光発電等再エネ設備導入補助金交付要綱第 8 条に基づき、添付書類を添えて下記のとおり、交付決定前に事業着手しますので届け出ます。

なお、本件について交付の決定がなされなかった場合においても異議は申し立てません。

記

事前着手の理由

--

様式第 7 号（第 9 条関係）

佐井村太陽光発電等再エネ設備導入補助金変更等承認申請書

年 月 日

佐井村長 様

申請者

住 所	〒
フリガナ	
氏 名	(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)
電 話	

佐井村太陽光発電等再エネ設備導入補助金交付要綱第 9 条に基づき、下記のとおり、補助金の交付申請内容の変更（中止）を申請します。

記

1	変更の理由		
2	変更の内容	変更後	変更前
	(変更事項)	(変更後内容)	(変更前内容)
3	変更する申請額	変更後	変更前
	(申請額の変更の場合のみ)	, 0 0 0 円	, 0 0 0 円

〔添付書類〕

☐ 変更後の資料・費用内訳（契約書）・図面等一式

☐ その他村長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

佐井村長

佐井村太陽光発電等再エネ設備導入補助金補助事業変更等承認書

年 月 日付けで（ 変更 ・ 中止 ）承認申請のありました佐井村太陽光発電等再エネ設備導入補助金については、内容を審査した結果、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

（変更）

交付する補助金の額	金 , 0 0 0 円
-----------	-------------

（中止）

中止する補助金の額	金 , 0 0 0 円
-----------	-------------

（留意事項）

- 1 村長の承認を受けた場合を除き、補助金により設置した対象設備は、法定耐用年数を経過することになるまで、この補助金の交付目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 2 補助対象者が補助金交付条件に違反したときは、補助金交付決定の取り消し、及び返還を命じる。
- 3 この内容に対し不服のある補助対象者は、補助金交付決定の通知を受けた日から30日以内に書面をもって不服を申し出ることができる。

様式第9号（第12条関係）

佐井村太陽光発電等再エネ設備導入補助金補助事業実績報告書

年 月 日

佐井村長 様

申請者

住 所	〒 佐井村大字
フリガナ	
氏 名	(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)
電 話	

年 月 日付け 第 号で交付決定通知を受けた佐井村太陽光発電等再エネ設備導入補助金対象設備の設置が完了したので、佐井村太陽光発電等再エネ設備導入補助金交付要綱第12条に基づき、下記のとおり報告します。

記

1	設置工事着手日	年 月 日
2	設置工事完了日	年 月 日
3	補助対象経費の合計	円
4	補助金交付申請額	円
5	太陽光発電の最大出力 (小数点以下を切捨て)	. kW
6	蓄電池の容量 (小数点以下第2位を切捨て)	. kWh
7	V2Hの最大出力 (小数点以下第3位を切捨て)	. kW

添付書類 別添のとおり

〔確定補助金振込口座〕

金融機関名		支店名	
預金種別		口座番号	
ゆうちょ銀行	記号	番号	
フリガナ			
口座名義人			

※振込先の口座が確認できる資料（名義人氏名、金融機関名、支店名、預金種目、口座番号が確認できるもの）の写しを添付してください。

〔添付書類（共通）〕

- ☐対象設備の設置状況を撮影した写真
- ☐対象設備の設置費に係る領収書の写し（第4条別表の経費内訳が記載されているもの）
- ☐最終の工事請負契約書の写し
- ☐その他村長が必要と認める書類

様式第 10 号（第 13 条関係）

第 号
年 月 日

申請者

住 所 佐井村大字

氏 名 様

佐井村長

年度佐井村太陽光発電等再エネ設備導入補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました佐井村太陽光発電等再エネ設備補助金の交付について、佐井村太陽光発電等再エネ設備導入補助金交付要綱第 13 条第 2 項の規定により、下記のとおり補助金交付額を確定したので通知します。

記

1. 補助金交付確定額 円

2. 補助金支払予定日 年 月 日

3. 補助金振込先口座

金融機関名			支店名	
預金種別			口座番号	
ゆうちょ銀行	記号		番号	
フリガナ				
口座名義人				

様式第 11 号（第 13 条関係）

佐井村太陽光発電等再エネ設備導入補助金概算払申請書

年 月 日

佐井村長 様

申請者

住 所	〒
フリガナ	
氏 名	(法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)
電 話	

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた補助金について、佐井村太陽光発電等再エネ設備導入補助金交付要綱第 13 条第 3 項の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

〔補助金振込口座〕

金融機関名			支店名							
預金種別			口座番号							
ゆうちょ銀行	記号		番号							
フリガナ										
口座名義人										

※振込先の口座が確認できる資料（名義人氏名、金融機関名、支店名、預金種目、口座番号が確認できるもの）の写しを添付してください。

様式第 1 2 号（第 1 3 条関係）

第 号
年 月 日

申請者

住 所 佐井村大字

氏 名 様

佐井村長

年度佐井村太陽光発電等再エネ設備導入補助金概算払通知書

年 月 日付けで補助金概算払申請のありました佐井村太陽光発電等再エネ設備補助金の交付について、佐井村太陽光発電等再エネ設備導入補助金交付要綱第 1 3 条第 4 項の規定により、下記のとおり補助金の概算払をすることに決定したので通知します。

記

1. 補助金交付確定額 円

2. 補助金概算払額

3. 概算払額支払予定日 年 月 日

3. 補助金振込先口座

金融機関名			支店名	
預金種別			口座番号	
ゆうちょ銀行	記号		番号	
フリガナ				
口座名義人				